

戸籍証明書等郵送請求書

(請求先)

阿武

市区町 村長様

令和 元 年 5 月 1 日

本籍		山口県阿武郡阿武町大字奈古〇〇〇番地	
筆頭者 戸籍のはじめに書いてある人		※亡くなられていても変わりません。 阿武町 太郎 明・大(昭)平・令元年4月1日生	
番号(必要なものを○で囲んでください)		◎必要な人の名前	
1	戸籍全部事項証明(謄本)	450円	通
2	戸籍個人事項証明(抄本)	450円	通
3	改製原戸籍謄本・抄本	750円	通
4	除籍謄本・抄本	750円	通
5	戸籍の附票の写し(全員・一部) ※使用目的などの欄に必要な住所を記入	200円	通
6	身分証明書・独身証明書 ※本人以外からの請求は委任状が必要	200円	通
7	戸籍記載事項証明書	350円	通
※全部事項証明(謄本)とは、その戸籍の全部を、個人事項証明(抄本)とは、その戸籍の一部を印字又は写したものです。			
最近2週間以内に戸籍届をした方は、記入してください。			
令和 年 月 日に()届を()		請求内容を確認することがあります。必ず記入してください。	
使用目的など ※具体的に記入してください。		(例) パスポート申請のため ※戸籍附票→ 年 月～ 年 月又はどこ()の住所記載 〒 753-0071	
請求者	住所	山口県山口市滝町〇-〇	昼間連絡のつく電話番号 (0123) 45 - 6789
	氏名	阿武町 一郎	筆頭者との続柄 本人・夫・妻(子)・孫・父母・祖父母・その他()
同封するもの	①この請求書	②手数料(定額小為替) ※市区町村で手数料が異なるため事前にお確かめください。	③返信料(切手)
	④請求者の住所氏名を記入した返信用封筒(③の切手を貼ってください。)	⑤請求者の本人確認書類	有効な運転免許証・個人番号・保険証・身障者手帳等のコピーを同封してください。
		450 円	84 円

個人事項証明(抄本)・身分証明書・附票一部のときは、必要な人の名前を必ず記入してください。

阿武町 一郎
明・大(昭)平・令元年4月1日生

相続の場合は必ず記入してください。

附票は、誰のいつからいつまで(どこからどこまで)必要なのか、全員・一部のどちらなのかを必ず記入してください。(○で囲む)

本籍、筆頭者の氏名、在外選挙登録地(登録者のみ)の記載が必要なのか不要なのかを必ず記入してください。(○で囲む)

身分証明書・独身証明書のどちらなのか必ず記入してください。(○で囲む)

請求内容を確認することがあります。必ず記入してください。

戸籍等を複数請求される場合は、84円では足りない場合があります。多めの切手を貼り付けておくと、追加分を貼らずに同封していただければ、必要ない場合はお返しします。

- ・上記①+②+③+④+⑤を同封の上、郵送してください。
 - ・15歳未満の未成年からの請求は受付出来ません。(法定代理人(親権)
 - ・代理人請求の場合は、前記①～⑤のほかに委任状が必要です。
 - ・請求内容及び同封物に不備があると証明書を返信できないことがあります。
 - ・手数料は、郵便局の定額小為替(無記名)でお願いします。(※切手は)
 - ・相続の場合や戸籍の附票の写し請求の場合は、証明書が何種類にも(定額小為替)や返信料(切手)は余分に同封してください。(手数料等が)お返しします。)
 - ・除籍、改製原戸籍を請求される場合、参考となる資料があればコピーを添付してください。
 - ・お急ぎの場合は速達、重要書類の場合は簡易書留等の郵送方法をおすすめします。
- ※請求された証明書は、請求者の住民登録地に返信します。勤務先には返信しませんので注意してください。

戸籍証明書等郵送請求書

相続

(請求先)

阿武

市区町 村長様

令和 元 年 5 月 1 日

本籍		山口県阿武郡阿武町大字奈古〇〇〇番地	
筆頭者 戸籍のはじめに書いてある人		※亡くなられていても変わりません。 阿武町 太郎 明・大・昭・平・令元年4月1日生	
番号(必要なもの)を○で囲んでください		◎必要な人の名前	
1	戸籍全部事項証明(謄本)	450円	通
2	戸籍個人事項証明(抄本)	450円	通
<p>相続の場合は、上中下段のいずれかに必要な戸籍の範囲を記入して下さい。 左側には通数は記入しなくても構いません。 書き切れない詳しい内容がある場合は、「使用目的」に記入するか別紙に記入して添付して下さい。 参考となる戸籍等をお持ちでしたら、コピーを添付して下さい。</p>		明・大・昭・平・令 年 月 日生	
		相続の場合は必ず記入して下さい。	
		(阿武町 花子)の死亡に伴う手続きで、	
		死亡した人の()歳から()歳	
		までのものが、各()通必要	
		<input checked="" type="checkbox"/> 死亡した人の出生までさかのぼったものが、	
		各(1)通必要	
		<input type="checkbox"/> ()と()の関係が	
		わかるものが()通必要	
※全部事項証明(謄本)とは、その戸籍の全部を、個人事項証明(抄本)とは、その戸籍の一部を印字又は写したものです。			
最近2週間以内に戸籍届をした方は、記入して下さい。			
令和 元 年 5 月 20 日に(死亡)届を(山口)市区町村に提出			
使用目的など ※具体的に記入して下さい。		相続のため ※戸籍附票→ 年 月~ 年	
〒 753-0071		2週間以内に戸籍届を出された場合は、いつ、どこに提出されたか記入して下さい。	
請求者	住所	山口県山口市滝町〇-〇	
	氏名	阿武町 一郎	
		昼間連絡のつく電話番号 (0123) 45 - 6789	
同封するもの	①この請求書	②手数料(定額小為替) ※市区町村で手数料が異なるため事前にお確かめください。	③返信料(切手)
	④請求者の住所氏名を記入した返信用封筒(③の切手を貼ってください。)	⑤請求者の本人確認書類	有効運転免許証・住基カード・保険証・身障者手帳等のコピーを同封してください。
		3,000 円	94 円

- ・上記①+②+③+④+⑤を同封の上、郵送してください。
 - ・15歳未満の未成年からの請求は受付出来ません。(法定代理人(親権者)の同意が必要です。)
 - ・代理人請求の場合は、前記①~⑤のほかに委任状が必要です。
 - ・請求内容及び同封物に不備があると証明書を返信できないことがあります。
 - ・手数料は、郵便局の定額小為替(無記名)でお願いします。(※切手は不要です。)
 - ・相続の場合や戸籍の附票の写し請求の場合は、証明書が何種類にもわかれる場合があります。(定額小為替)や返信料(切手)は余分に同封してください。(手数料等が余れば定額小為替又は切手でお返します。)
 - ・除籍、改製原戸籍を請求される場合、参考となる資料があればコピーを添付してください。
 - ・お急ぎの場合は速達、重要書類の場合は簡易書留等の郵送方法をおすすめします。
- ※請求された証明書は、請求者の住民登録地に返信します。勤務先には返信しませんので注意してください。

出生から死亡までの戸籍1組の手数料の目安は3,000円です。人によっては更に多い場合もあります。(手数料等が余ればお返します。)